

税金のお知らせ 令和4年度(令和3年分)の税の申告受付を開始

問い合わせ 税務課 市民税係 (☎内線330・331・336)

【必要なもの】

↓チェック	
<input type="checkbox"/> 年金や給与の源泉徴収票など、令和3年中の所得がわかるもの	<input type="checkbox"/> 本人確認ができる書類 (運転免許証、障害者手帳、パスポートなど)
<input type="checkbox"/> ボールペン(黒色) ※新型コロナウイルス感染症対策のため、持参をお願いします。	<input type="checkbox"/> 本人および扶養親族の個人番号が確認できる書類 (マイナンバーカード、通知カードなど)
<input type="checkbox"/> 令和3年中に支払った健康保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書	
※以下は該当の人のみ	
<input type="checkbox"/> <<代理人が申告する場合>> 代理人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状	<input type="checkbox"/> <<医療費控除を申告する場合>> 医療費通知、医療費控除の明細書 または 病院や薬局の領収書を集計したもの ※1
<input type="checkbox"/> <<障害者控除を申告する場合>> 障害者手帳、療育手帳など	<input type="checkbox"/> <<国外居住親族を扶養親族として申告する場合>> <input type="checkbox"/> 親族関係書類 <input type="checkbox"/> 送金関係書類

※1 医療費控除を申告する場合は、医療を受けた人ごとに病院や薬局の領収書を整理し、必ず事前に集計してください。集計がされていない場合、後の人を先に案内することがあります。医療費控除の明細書の書き方は、ホームページ(ページID:2405)を確認してください。



【市・県民税の申告が必要な人】

令和4年1月1日現在、本市に住所がある人
ただし、次の人は市・県民税の申告をする必要はありません。

- ① 給与所得のみの人で、年末調整を受け、勤務先から市役所へ給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている人 ※提出有無が不明の場合は、勤務先へ確認してください。
- ② 公的年金等の所得のみで、
A: 令和3年度の市・県民税が5,500円より高い人で、控除の追加がない人
B: 令和3年度の市・県民税が5,500円の人で、扶養の追加や本人の障害者控除などの追加がない人
- ③ 所得税の確定申告をする人

- ・上記①～③に該当する人でも、国民健康保険や後期高齢者医療、国民年金などの関係で申告が必要な場合があります。
- ・給与・年金以外で少額でも収入があった場合、所得税の確定申告が不要でも、市・県民税の申告は必要です。
- ・申告が必要と思われる人には、申告書を郵送します。郵送がない人で申告が必要と思われる場合は、自主的に申告するかまたは問い合わせてください。
- ・上場株式などの配当所得および譲渡所得に係る課税方式について、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択する人は、納税決定通知書が届く日までに、確定申告書とは別に市・県民税申告書の提出が必要です。(確定申告書の住民税に関する事項で申告している場合は市・県民税の申告は不要です)

市・県民税の申告

【会場】市役所4階大会議室

【期間】2月22日(火)～3月15日(火)(土・日曜・祝日を除く)

※期間中は、市役所1階の税務課では受け付けていません。

【受付時間】午前9時～午後3時30分

【注意事項】

- ・混雑の状況によっては早めに終了する場合があります。
- ・職員はマスクを着用し、会場は換気するなどの対策を行っています。
- ・来場の際は必ずマスクを着用し、入口などでアルコール消毒液を利用してください。
- ・検温し発熱が認められる場合は入場をお断りします。体調のすぐれない人は来場を控えてください。
- ・新型コロナウイルス感染症など防止の観点から、できる限り郵送での申告書提出に協力をお願いします。記入済の申告書に控除証明書などを添付してください。

【対象地区】

期 日	対象地区
2月22日(火)	北谷・内山・松川・三条・三条台
2月24日(木)	連歌屋・馬場・湯の谷・湯の谷西
2月25日(金)	大町・新町・白川・五条・秋山・五条西
2月28日(月)	五条台・東ヶ丘・星ヶ丘・梅香苑
3月 1日(火)	緑台・高雄・高雄台・梅ヶ丘
3月 2日(水)	
3月 3日(木)	水城・水城台・水城ヶ丘・国分
3月 4日(金)	坂本・観世音寺・東観世
3月 7日(月)	
3月 8日(火)	
3月 9日(水)	桜町・榎・榎寺・芝原・通古賀・都府楼
3月10日(木)	
3月11日(金)	大佐野・つつじヶ丘・ひまわり台・大佐野台
3月14日(月)	向佐野・長浦台・吉松・青葉台
3月15日(火)	



- ・対象地区が異なる日でも申告できます。事前連絡は不要です。
- ・申告受付開始初日や各日の午前中などは例年混み合うことが多いため、待ち時間が発生する場合があります。分散した日時への来場に協力をお願いします。
- ・駐車台数に限りがありますので、まほろば号などの公共交通機関を利用してください。

所得税の確定申告

筑紫税務署の確定申告会場

【会場】イオンモール筑紫野 3階イオンホール（筑紫野市立明寺434-1）

【期間】2月1日(火)～3月15日(火) ※土・日曜・祝日を除く

【時間】午前9時～午後4時

【注意事項】

- ・期間中、筑紫税務署本庁舎では、作成済の申告書の提出は受け付けますが、申告相談は行いません。
- ・入場整理券は当日配布または来場希望日の10日前よりLINEアプリで事前発行可能です。
- ・詳細は広報だざいふ1月1日号（P9）を確認してください。

本市の確定申告相談会場

【対象】65歳以上(昭和32年1月1日以前生)で、収入が年金・給与のみの人

【会場】プラム・カルコア太宰府(中央公民館) 市民ホール

【日時】2月15日(火)～17日(木) 午前9時～午後4時

【注意事項】

- ・新型コロナワクチン接種会場の都合により、例年のいきいき情報センターから会場が変更になっていますので注意してください。
- ・各日先着120人です。定員に達した場合、受け付けを終了しますのでご了承ください。
- ・3日間のみ開催で混雑が予想されますので、なるべくパソコン・スマートフォンでの申告やイオンモール筑紫野の確定申告会場を利用してください。
- ・収入が年金・給与のみで65歳未満の人で、病気や身体が不自由であるため、イオンモール筑紫野の確定申告会場の利用が困難な人は、本市の確定申告相談会場を利用してください。

【必要なもの】

- 市・県民税の申告に必要なものに記載しているもの
- 申告者本人の口座番号がわかるもの(所得税の還付がある人のみ)



問い合わせ

市・県民税の申告について 市税務課 市民税係 (☎内線330・331・336)
所得税の確定申告について 筑紫税務署 ☎(923)1400